

平成28年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ501,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		5,785	180	5,965
	1 一般会計繰入金	5,785	180	5,965
5 国庫支出金		1,080	360	1,440
	1 国庫補助金	1,080	360	1,440
歳入合計		501,170	540	501,710

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費		501,170	540	501,710
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	501,170	540	501,710
歳 出 合 計		501,170	540	501,710

平成28年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第2号）

平成28年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195,264千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,261,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1,646,121	△39,064	1,607,057
	1 繰越金	1,646,121	△39,064	1,607,057
4 県債		305,200	△156,200	149,000
	1 県債	305,200	△156,200	149,000
歳入合計		2,457,176	△195,264	2,261,912

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付 事 業 費		849,968	△195,264	654,704
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費	849,968	△195,264	654,704
歳 出 合 計		2,457,176	△195,264	2,261,912

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金	305,200	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 独立行政法人 中小企業基盤整 備機構	独立行 政法人 中小企 業基盤 整備機 構の業 務（産 業基盤 整備業 務を除 く。）に 係る業 務運営 、財務 及び会 計に關 する省 令（平 成16年 経済産 業省令 第74号 ）第1条 の2第 3号の 規定に より独 立行政 法人中 小企業 基盤整 備機構 が業務 方法書 （貸付 準則） に定め る償還 の方法	独立行政法人中小企業基 盤整備機構の業務（産業 基盤整備業務を除く。） に係る業務運営、財務及 び会計に関する省令（平 成16年経済産業省令第74 号）第1条の2第3号の 規定により独立行政法人 中小企業基盤整備機構が 業務方法書（貸付準則） に定める償還の方法	149,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 独立行政法人 中小企業基盤整 備機構	独立行 政法人 中小企 業基盤 整備機 構の業 務（産 業基盤 整備業 務を除 く。）に 係る業 務運営 、財務 及び会 計に關 する省 令（平 成16年 経済産 業省令 第74号 ）第1条 の2第 3号の 規定に より独 立行政 法人中 小企業 基盤整 備機構 が業務 方法書 （貸付 準則） に定め る償還 の方法	独立行政法人中小企業基 盤整備機構の業務（産業 基盤整備業務を除く。） に係る業務運営、財務及 び会計に関する省令（平 成16年経済産業省令第74 号）第1条の2第3号の 規定により独立行政法人 中小企業基盤整備機構が 業務方法書（貸付準則） に定める償還の方法

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			立行政 法人中 小企業 基盤整 備機構 が業務 方法書 (貸付 準則) に定め る利率				立行政 法人中 小企業 基盤整 備機構 が業務 方法書 (貸付 準則) に定め る利率	
計	305,200				149,000			

平成28年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額13,368,641千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		4,712,908	△103,921	4,608,987
	1 一般会計繰入金	4,712,908	△103,921	4,608,987
5 繰越金		1	103,921	103,922
	1 繰越金	1	103,921	103,922
歳入合計		13,368,641	0	13,368,641

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費			650,000
	2 荷役機械整備費		650,000
		荷役機械建造費	650,000
合	計		650,000

平成28年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250,698千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,543,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,707,841	△138,272	3,569,569
	1 負担金	3,707,841	△138,272	3,569,569
3 国庫支出金		1,261,533	△338,896	922,637
	1 国庫補助金	1,261,533	△338,896	922,637
4 繰入金		15,147,184	△2,620	15,144,564
	1 一般会計繰入金	15,147,184	△2,620	15,144,564
5 繰越金		1	383,490	383,491
	1 繰越金	1	383,490	383,491
7 県債		677,300	△154,400	522,900
	1 県債	677,300	△154,400	522,900
歳入合計		20,794,442	△250,698	20,543,744

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		20,794,442	△ 250,698	20,543,744
	1 管 理 費	13,705,941	380,102	14,086,043
	2 建 設 費	2,424,348	△ 630,800	1,793,548
歳 出 合 計		20,794,442	△ 250,698	20,543,744

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			243,200
	2 建設費	流域下水道整備費	243,200
合 計			243,200

第 3 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道維持管理業務の委託	平成 28 年度 から 平成 29 年度 まで	857,000
流域下水道維持管理（汚泥放射能対策）業務の委託	平成 28 年度 から 平成 29 年度 まで	862,000
流域下水道整備工事（県北処理区）	平成 29 年 度	100,500

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備費	592,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	437,700	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
計	677,300				522,900			

平成28年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,191,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,127,987	1,118	3,129,105
	1 証紙収入	3,127,987	1,118	3,129,105
歳入合計		3,190,547	1,118	3,191,665

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 支 出 金		2,320	1,118	3,438
	1 証 紙 買 戻 金	2,320	1,118	3,438
歳 出 合 計		3,190,547	1,118	3,191,665

平成28年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,712,048千円	△20,028千円	2,692,020千円
第1項 営業費用	2,570,327千円	△20,028千円	2,550,299千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額849,438千円は、過年度分損益勘定留保資金644,217千円及び当年度分損益勘定留保資金205,221千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	4,157,520千円	△239,700千円	3,917,820千円
第1項 企業債	4,092,300千円	△241,000千円	3,851,300千円
第6項 国庫支出金	0千円	1,300千円	1,300千円
支 出			

第1款 資本的支出	5,012,352千円	△245,094千円	4,767,258千円
第1項 建設改良費	4,344,564千円	△245,094千円	4,099,470千円

(継続費の補正)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	補正事業名	前 総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	574,000千円	平成26年度	0千円
				平成27年度	80,000千円
				平成28年度	494,000千円

款	項	補正事業名	後 総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	700,000千円	平成26年度	0千円
				平成27年度	80,000千円
				平成28年度	253,000千円
				平成29年度	367,000千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	4,092,300千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	3,851,300千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	310,692千円	△32,412千円	278,280千円

平成28年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 地域開発事業収益	1,208,892千円	△695千円	1,208,197千円
第2項 営業外収益	28,334千円	△695千円	27,639千円
支出			
第1款 地域開発事業費用	1,217,496千円	11,178千円	1,228,674千円
第1項 営業費用	956,929千円	11,873千円	968,802千円
第2項 営業外費用	187,404千円	△695千円	186,709千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,084,784千円は、過年度分損益勘定留保資金3,084,784千円で補填するものとする。）。

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			

第1款 資本的収入	1,003,775千円	△5,692千円	998,083千円
第1項 企業債	1,000,008千円	△5,692千円	994,316千円
支出			
第1款 資本的支出	4,088,559千円	△5,692千円	4,082,867千円
第1項 いわき四倉中核工業団地	1,011,559千円	△5,692千円	1,005,867千円
第2期整備事業費			

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

		補 正 前		
起債の目的	限度額	起債の方法		利率
工業団地造成事業費	1,000,008千円	1 借入方法	普通貸借	年10%以内
		2 借入資金	銀行等引受資金	
償還の方法 起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。				
		補 正 後		
起債の目的	限度額	起債の方法		利率
工業団地造成事業費	994,316千円	1 借入方法	普通貸借	年10%以内
		2 借入資金	銀行等引受資金	
償還の方法 起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。				

ことができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	77,398千円	5,306千円	82,704千円

平成28年度福島県立病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度福島県立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 病院事業費用	7,612,348千円	△152,911千円	7,459,437千円
第1項 医療費用	6,178,407千円	△152,911千円	6,025,496千円

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事項	期間	限度額
院内 PHS 機器リースに係る賃借料	平成29年度から 平成33年度まで	3,520千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,794,445千円	△153,866千円	3,640,579千円